

令和 7 年 4 月 11 日

半田市長 久世 孝宏 様

常滑市長 伊藤 辰矢 様

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
評価委員会委員長 竹 内 一 浩

意 見 書

令和 7 年 4 月 1 日付け 7 半健康第 4 号並びに 7 常こ健第 21 号で通知のありました地方独立行政法人知多半島総合医療機構の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号、以下「法」という。）第 49 条第 2 項の規定による地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見は下記のとおりです。

記

地方独立行政法人知多半島総合医療機構役員報酬規程により定められた役員に対する報酬等の支給の基準について、評価委員会として意見はない。

以上